

寝屋川市屋外広告物ガイドライン策定 ワークショップニュース（第1回）

寝屋川市における今後の屋外広告物のあり方について検討を行う「寝屋川市屋外広告物ガイドライン策定ワークショップ」を平成 25 年 6 月 14 日（金）に開催しました。

○ ワークショップは、市民、事業者、学識経験者、学生及び市職員などの異なる立場の参加者が出席し、その異なる立場から様々な意見を出し合って、多様な観点からの意見交換を行っていただき、市内 4 駅周辺や国道 1 号などの幹線道路沿いにおける屋外広告物の今後のあり方についての検討を進め、その過程及び結果を「寝屋川市屋外広告物ガイドライン」に反映させることを目的にしています。

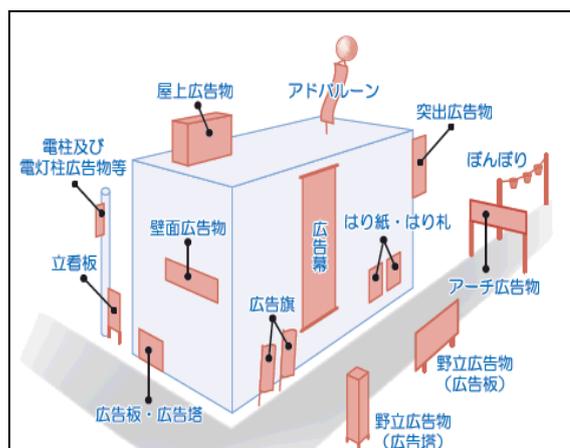
○ 第 1 回目は、意見交換の前段として、まず「屋外広告物とは」何かということに参加者の皆さんに学んでいただくために、講義形式によるワークショップを実施し、21 名のご参加をいただきました。



○ 講義の内容は、「寝屋川市の景観計画」に関することや、現在の屋外広告物に対する規制条例である「大阪府屋外広告物条例」に関するお話。また、実際の屋外広告物の写真等を使って「屋外広告物の見え方や感じ方」といった内容についてのお話を市職員及び大阪府の職員からさせていただきましたが、参加者の皆さんは真剣な面持ちで講義に聞き入っていました。

○屋外広告物とは？

屋外広告物は、経済活動の一環として、宣伝や目印、商品やサービスなどの生活情報を広く公衆に提供する目的で掲出され、市民生活の利便性を高める機能を有するとともに、まちの賑わいや活気を演出するものとして、市民生活、経済活動に欠くことのできないものです。



一方で、公衆に対して掲出されるものであることから不特定多数の人の目に入り、建物や道路などとともに景観を構成する要素の一つになります。

このような観点から、寝屋川市では、屋外広告物の方針であるガイドラインを定め、

良好な景観形成の推進を図るため、ワークショップの参加者の皆さんと一緒に本市の屋外広告物のあり方を検討していきたいと思えます。

○ワークショップの今後の予定

第2回ワークショップでは、参加者の皆さんに4駅周辺などに設置されている屋外広告物の現状を把握してもらうための「まちあるき」を平成25年7月13日（土）に開催します。

その後は、月に1回程度の開催を行い、開催回数は8回を予定しています。

○寝屋川市屋外広告物ガイドライン策定ワークショップ事務局
寝屋川市まち政策部まちづくり指導課審査指導担当（市役所本庁3階）
TEL：072-824-1181(内 2741、2743)
FAX：072-825-2618